

○津軽広域連合次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

(令和元年 8 月 1 日規則第 2 号)

津軽広域連合次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年津軽広域連合規則第1号）の全部を改正する。

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定により規則で定める地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、広域連合長とし、規則で定める職員は、広域連合長が任命する職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。